

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年10月27日

杉並区長

杉本聡子

杉並区規則第112号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則の一部を改正する規則
杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例施行規則（昭和38年杉並区規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第7条第1項」を「第4条第1項」に改め、「又は第3項」を削る。

第4条中「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）第45条」を「杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第30号）第51条」に改める。

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。